

公益社団法人日本地震工学会 特別事業積立金規程

2012年12月7日制定

(名称)

第1条 名称は「日本地震工学会特別事業積立金」(以下「特別事業積立金」という)と称し、日本地震工学会内におく。

(目的)

第2条 特別事業積立金は、定款第2章の地震工学および地震防災に関する学術・技術・教育の進歩発展をはかり社会の安全性向上に貢献する事業に充当し、本会の発展に寄与することを目的とする。

(資金)

第3条 特別事業積立金は、本会会員および関係者からの寄付、特定目的のための積立金および毎年度収支予算時の積立金をもって充当し、その果実をもって運用する。

(事業)

第4条 特別事業積立金は、第2条の目的に則る本会の重要事業に必要な費用に充当する。但し、理事会が必要と認めた場合は、この限りでない。

(会計)

第5条 特別事業積立金は一般会計とし、その管理は会長が行う。

(報告)

第6条 会長は、特別事業積立金による成果をその年度の総会に報告する。

(規程の改正)

第7条 本規程は、理事会の承認を得て変更することができる。

附則

- 1) この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。